



並行在来線における安全運行体制の構築に関する基本合意（その2）

北海道（以下「甲」という。）と北海道旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、平成26年4月30日付けで並行在来線における安全運行体制の構築に関する基本合意を締結したところであるが、北海道新幹線開業に伴い乙から経営分離する江差線五稜郭・木古内間を運営する第三セクター鉄道会社（以下「三セク鉄道会社」という。）の安全運行体制の構築にあたり、平成24年4月から3度目となる日本貨物鉄道株式会社の列車脱線事故が発生したことを受け、新たに次の事項について合意する。

（第三者機関による調査・点検の実施）

- 1 乙は、運輸安全委員会の調査結果を待つことなく、第三者機関による調査を行う。
- 2 乙は全区間について第三者機関により緊急的に徹底した軌道状態の点検を行い、点検結果に基づき必要な整備を行う。

（運輸安全委員会の調査結果で求められた抜本的な対策の実施）

- 3 運輸安全委員会の公表した調査結果において、乙の過失が認められた場合、乙は速やかに対策を実施することとし、対策が同様の曲線区間にも適用となる場合には、乙が対策を実施する。また、乙の過失が経営分離後に判明した場合であっても同様の対策は乙が実施する。

なお、経営分離後であっても、調査の結果、運輸安全委員会から求められた対策が講じられるまでは、暫定措置に伴う維持管理の増加費用は乙が負担する。

（新たな事故発生時の費用負担）

- 4 三セク鉄道会社の開業後、運輸安全委員会の調査結果において求められた乙の過失に起因する対策が講じられるまでの間に同様の脱線事故が発生した場合、線路の復旧は、明らかに乙の過失ではないと認められる場合を除き、乙の負担により実施した上で、原因が究明された後、関係者間で精算を行う。

（その他）

- 5 前4項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び三セク鉄道会社間で協議する。

平成26年7月28日

甲 北海道知事

高橋 はるみ

印

乙 北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長

島田 修

印